



佐賀県公報

平成18年
3月23日
(木曜日)
号外第2号

目次

(◎印は、県例規集に登載するもの)

◎佐賀県議会議員の定数及び各選挙区において選挙すべき議員の数
に関する条例の一部を改正する条例

(三七・議 会)

公布された条例のあらまし

○佐賀県議会議員の定数及び各選挙区において選挙すべき議員の数に関する条例の一部を改正する条例(条例第三十七号)

1 地方自治法の規定に基づく市町村の合併等に伴い、佐賀県議会議員の各選挙区及び各選挙区において選挙すべき議員の数を改めることとした。(第二
条関係)

2 この条例は、次の一般選挙から施行することとした。

○ 条 例

佐賀県議会議員の定数及び各選挙区において選挙すべき議員の数に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成十八年三月二十三日

佐賀県知事 古 川 康

◎佐賀県条例第三十七号

佐賀県議会議員の定数及び各選挙区において選挙すべき議員の数
に関する条例の一部を改正する条例

佐賀県議会議員の定数及び各選挙区において選挙すべき議員の数に関する条
例(昭和五十七年佐賀県条例第二十三号)の一部を次のように改正する。

第二条中 「佐賀市選挙区 八人」「佐賀市選挙区 十人」
唐津市選挙区 四人」を 唐津市・東松浦郡選挙区 七人」に、

鹿島市選挙区 一人 「鹿島市・藤津郡選挙区 二人

小城市選挙区 二人 小城市選挙区 二人

佐賀郡選挙区 三人 嬉野市選挙区 一人

神埼郡選挙区 二人 神崎市・神埼郡選挙区 二人

三養基郡選挙区 三人 を 佐賀郡選挙区 二人 に改める。

東松浦郡選挙区 三人 三養基郡選挙区 三人

西松浦郡選挙区 一人 西松浦郡選挙区 一人

杵島郡選挙区 三人 杵島郡選挙区 二人」

藤津郡選挙区 二人」

附 則

この条例は、次の一般選挙から施行する。

購読料 一か年二八、八〇〇円(送料共)
申込先 佐賀県経営支援本部総務法制課

平成十八年三月二十三日印刷及び発行
発行者 佐賀県知事 古川 康

発行定日 毎週月水金曜日
印刷所 株式会社古川総合印刷